

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：桑折町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.2%
全職員	72.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.3%
本庁課長補佐相当職	98.7%
本庁係長相当職	98.6%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.0%
31～35年	95.3%
26～30年	93.4%
21～25年	92.0%
16～20年	93.6%
11～15年	89.3%
6～10年	101.2%
1～5年	83.8%

【説明欄】

- ・役職段階について、当町には本部局長・次長相当職に該当する職員がいないため記載なし。
- ・年度途中退職者及び産休・育休者等については、除外している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、短時間の勤務となる職員については、全体の算出値に与える影響を鑑み算定から除外している。
- ・パートタイム会計年度任用職員については、勤務時間が多様であるため除外している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。